

## 騒音区域線引き縮小の撤回を求める意見書

仙台防衛施設局より松島飛行場に係る騒音度調査結果等について、これまで2度にわたる説明を受けながらも長年にわたり要望し続けた内容について国としての対策、処置を怠る結果となっている。このような中、宮城県知事への松島飛行場の第一種区域等の指定素案は市民の思いと大きくかけ離れた内容である。これらのことから騒音区域の縮小は国の責任回避であり、基地所在市民の騒音被害、苦痛、意向をまったく無視するもので誠に遺憾であり到底容認できるものではなく以下の事由により騒音区域線引き縮小の撤回を求める。

### 記

1. 昭和60年度の調査結果と比較して全体の飛行回数が約5割減少し、騒音度の高いジェット機の飛行回数が約6割減少したとはいえ、T-2型機より格段に推力の大きいF-2型機が配備され騒音のレベルは拡大し、体感的に騒音がひどくなったと感じている住民が多い状況の中での縮小は容認できない。
2. 不自然な線引きの見直しをはじめ、周辺住民が受けている航空機騒音の実情を考慮し区域の拡大を要望してきたにも関わらず、区域縮小はまったく相容れないものであり容認できない。
3. 第一種騒音区域の指定を75Wから70Wに改めるよう要請してきたが、長い間騒音に悩まされてきた市民の切実な願いを無視し縮小することは容認できない。なお、国民として国の制度上平等であるべきで、騒音区域が75Wと70Wの二重にあるのは不平等と言わざるを得ない。
4. 騒音度調査は3日で調査日数も少なく、さらに天候不順により飛行回数も減少し、通常訓練と異なる飛行であった。これは予測値と実測値との乖離があり、同時に調査結果を歪曲するものである。かつ、当議会で独自に調査した結果、施設局とのデータ測定値に大きな隔たりがあり信憑性に欠け、そのような検証のもとに確定されるコンターの縮小は容認できない。
5. 松島飛行場は航空自衛隊で唯一のブルーインパルス基地であり、市街地上空での訓練による騒音や振動の拡大は市民に不安感、恐怖感を与えている。さらに、飛行の安全確保を理由に南北滑走路も利用され市民の生活環境に及ぼす影響は計り知れないものがありこれらを配慮しない縮小は容認できない。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年11月27日

東松島市議会議長 三浦 昇

防衛施設庁長官 様  
仙台防衛施設局長